

那須塩原市産ワインを活用したサーキュラーエコノミーに 資するビジネスモデルの検討業務 仕様書

1 業務の名称

那須塩原市産ワインを活用したサーキュラーエコノミーに資するビジネスモデルの
検討業務

2 業務の目的

本市では、令和5年度に「2050 Sustainable Vision 那須塩原～環境戦略実行宣言～」を公表し、「ネイチャーポジティブ」、「カーボンニュートラル」、「サーキュラーエコノミー」を3本柱とした、それらの相乗効果を活かした環境施策を進めている。

そのうちの一つ、サーキュラーエコノミーとは、資源を有効利用することで、環境負荷の低減を図り、かつ、当該取組を通じて製品等の付加価値を創出する経済活動のことである。付加価値の創出に当たっては、市独自の視点によるアプローチが重要となる。

そこで、本業務では、「なすしおばらワイン特区」（令和2年度内閣総理大臣認定構造改革特別区域計画）としてまちづくりを進めている点に着目し、市産のワインを活用したサーキュラーエコノミーの民間自立型ビジネスモデルの実現可能性について検討を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日（木）まで

4 提案上限額

4,916,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 業務内容

(1) 再資源化肥料を用いたワイン用ぶどうの栽培実証

市内のワイン農家と連携し、再資源化肥料（※）を使用した、ワイン用ぶどうの栽培実証を行う。実証を行うワイン農家、使用する肥料、実証期間、実証手法については、受託者の提案に基づき、市と受託者で協議の上、決定する。当該ぶどうを使用したワインの製造及び販売の実現可能性について検討する。

※：再資源化肥料とは、有機性廃棄物を肥料化したもの。

(2) 市内で発生するワインの残渣（ぶどうの搾りかす）を活用した染物の実証

市内のワイン農家から発生するワインの残渣（ぶどうの搾りかす）を活用し、ウール、コットン、麻等の天然繊維の染物の実証を行う。染物の実証に当たっては、市が提供するワイン残渣（※）を使用する。

天然繊維の種類は、ウールを含む3種類以上とする。天然繊維の種類の選定及び染物の手法については、受託者の提案に基づき、市と受託者で協議の上、決定する（発色や耐久性保持のために化学染料を混ぜることは可能）。実際に染物を行ったサンプル生地を作成し、必要なコストや染料の耐久性について分析を行い、製品の実現可能性について検討する。

※：令和6年度中に市内のワイン農家で発生したワイン残渣（赤ワイン）を冷凍保存したもの（20キログラム程度）

(3) ワイン染めを活用した製品サンプルの検討及び作成

(2)で作成したサンプル生地を活用し、製品サンプル（※）を3種類以上作成し、各種類5点以上を成果物として市に納品する。

※：製品サンプルの例はTシャツ、ハンカチ、トートバック等が挙げられるが、この例によらずともよい。需要が見込める製品を提案すること。

(4) ワイン染め製品及びワインの効果的な販売方法の検討と需要調査

(1)及び(3)の再資源化肥料を活用したワイン及びワイン染め製品について、オリジナルのブランドロゴやWEBの活用、市内事業所との販売連携等、付加価値を生み出す販売方法を提案する。

併せて、提案した販売方法により想定される販売価格、販売ターゲット、製品需要、必要なコスト等について分析を行い、ビジネスモデルとしての実現可能性について検討する。

(5) 市内事業所（ワイン農家等）と連携した体験型イベントの開催

(1)及び(3)の再資源化肥料を活用したワイン及びワイン染め製品に関心を持つ層をターゲットにした体験型イベントを1回以上開催する。イベントは、本事業に関連したもので、サーキュラーエコノミーへの関心が高まるもの且つ継続的な開催が可能な内容とすること。連携先の事業所、イベントの対象者、開催時期、開催内容等については、受託者の提案に基づき、市と受託者で協議の上、決定する。開催後は、イベントの結果と効果について市へ報告する。

(6) 市及び関係者との打合せ及び各種資料作成

月に1回以上、本事業を進めるにあたって必要な市及び関係者との打合せを実施する。打合せは対面又はWEB形式（市側でGoogle Meetは手配可能）での開催とし、対面による打合せは3回以上を目安とする。また、受託者は市と調整を行い、打合せに必要な資料及び打合せ記録を作成する。

(7) (1)から(6)の結果とりまとめ及び業務報告書の作成

(1)から(6)の結果についてとりまとめを行い、業務報告書を作成する。業務報告書はA4サイズとし、50ページ以上を目安とする。業務報告書の内容については、市と受託者で適宜、協議を行いながら決定するものとする。

6 成果品

成果品は、那須塩原市サーキュラーエコノミー課に納品すること。なお、報告書の用紙は、グリーン購入法に適合したものを使用すること。

(1) 「5 業務内容」の(7)で作成した業務報告書（A4版カラー） 2部

(2) 「5 業務内容」の(7)で作成した業務報告書の電子データ 1式

※市が指定する電子メールアドレスに電子データで提出する。データ形式はMicrosoft Word又はGoogleドキュメント及びAdobe PDFとする。

(3) 「5 業務内容」の(2)で作成したワイン染めの製品サンプル 各5点以上

※完成次第の納品とする。

7 支払条件

精算払い

8 その他

- (1) 履行期間中に、本業務の実施に支障をきたすような急激な物価変動が生じた場合、消費税率の変更が生じた場合等は、業務内容及び契約金額等について、市及び受託者で協議する。
- (2) 成果品において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、受託者の責任において対処すること。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間後も含めて、市の承諾なしに他に提供してはならない。
- (4) 本業務において作成した一切の著作物の権利は市に帰属するものとする。ただし、受託者が市内事業者と連携し、本業務を基にしたビジネスモデルの立ち上げ及びそのPR等を行う場合は、市の承諾を得ることにより、著作物を無償で使用する事ができるものとする。
- (5) 受託者が「5 業務内容」の(4)の需要調査のために、実際に製品を一般に販売することは可能とする。販売に当たっては、事前に市の承諾を得ることとし、販売に係る一切の責任は受託者が負うものとする。

以上